

ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国民議会

番号 68 / 国民議会

首都ビエンチャン、2015年12月14日

地方自治法（改正版）

第 I 編

総則

第 1 条（改正） 目的

この法律は、全国において地方行政機関を整備し、それを強固に透明化し、かつそのシステム化構築のために、地方行政機関の組織、活動と業務遂行計画制度に関する原則と規則を規定するもので、各管理レベルに沿って憲法、法律、社会開発経済計画、国家予算計画、国家防衛—治安維持業務、外交業務の実行を保証することを狙いとし、政府、公共の利益、人民の正当な権利と利益を保護し、人民を豊かにし幸福にし、国家を強固にし、社会の団結、民主主義、正義と繁栄を国民にもたらすことに貢献するものである。

第 2 条（改正） 地方行政

地方行政とは地方における政府の行政管理である。

ラオス人民民主共和国の地方行政は 3 層に分かれている。いわゆる、県レベル、郡レベル、及び村レベルである。

県レベルには県と首都がある。

郡レベルには郡、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）がある。

村レベルには村がある。

第 3 条（改正） 地方行政機関の組織と活動の原則

地方行政機関の組織と活動は、以下の原則に沿って実施すること。

1. 政府管理は中央に統一され管理レベルが分かれている、村レベルは郡レベルに属し、郡レベルは県レベルに属し、県レベルは政府に属している。

2. 地方人民会議により人民の主権が拡大され、地方行政機関の責任と住民参加が増大する。
3. 憲法と法律を基本として責任を果たす。

第II編

位置、役割、権利、義務

第4条（改正）位置

地方行政機関は地方レベルにおける政府の行政管理機関であり、政府の代理機関である。政府と地方に対して責任を持つ。

地方行政機関は以下のように構成されている。

1. 県行政機関、首都行政機関。
2. 郡行政機関、特別区（テッサバーン）行政機関、特別市（ナコーン）行政機関
3. 村行政機関

必要な場合は国会の合意を得て特別区を作ることもできる。

県行政機関の首長は知事である。首都の行政機関の首長は知事である。郡の行政機関の首長は郡長、特別区（テッサバーン）の行政機関の首長は特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）の行政機関の首長は特別市（ナコーン）長で、村の行政機関の首長は村長である。

第5条（改正）役割

地方行政機関は管理レベル分割に従って、政治、経済、文化－社会、人材資源の育成と活用、天然資源、環境及び他の資源保護、地方における国防－治安維持と外交等の面において政府の行政管理の役割を持つ。

第6条（改正）権限と義務

地方行政機関は以下の権限と義務を有する。

1. 憲法、法律、政令、議決、命令、通達、決定事項等上層部が決めたものを施行する。社会－経済開発計画及び国家予算を遂行する。

2. 地方の戦略計画、社会－経済開発計画、予算計画及び国防－治安維持業務について研究し地方人民会議に提案する。
3. 政治、経済、社会－文化、国防－治安維持、天然資源、環境及びその他の面において行政管理を実施する。
4. 経済管理、社会－文化及び国防－治安維持に関する議決、決定事項、命令、助言と通知を出す。
5. 自分の責任管轄にある組織の業務実施について追跡し検査する。
6. 自分の管轄にある地方に生活し活動している住民、永住権のある外国人、外国人、無国籍者を管理する。
7. 政府からの委譲に沿って外国と関係し協力する。
8. 地方の総ての状況を含めて、きちんと上層部に自分の業務実施結果について総括し報告する。
9. 法律と規約の中で規定されたように権利を使用し他の義務を実行する。

第 III 編

県、首都及び県行政機関、首都行政機関

第 1 章

県、首都及び新たに県、首都を作る

第 7 条 (改正) 県、首都

県、首都は地方行政地域であり、沢山の郡、特別区 (テッサバーン)、特別市 (ナコーン) により構成されている。

第 8 条 県、首都を新たに作る

政府の提案に沿った国会の決定により、県や首都を新たに作り、廃止、分離、統合又は領域を定めることができる。

第 9 条 (改正) 県、首都を新たに作るための条件

県と首都を作るには以下の条件をすべて満たすこと。

1. 国防－治安維持において、地理的な位置が行政にとって相応しく、戦略的な位置にある。
2. 社会－経済の発展のための基本的要因がある。
3. 発展したインフラがある（例えば、道路、電話通信、マーケット、電気、水道、学校、病院その他）。
4. この地域の居住人口が少なくとも 12 万人以上である。
5. 郡レベルの行政組織に、5 つ以上の組織がある。

新しく県を作る必要がある場合は、政府が提案して国会で審議してその議決を得なければならない。

第 2 章

県行政機関、首都行政機関の位置、役割、権限と義務

第 10 条（改正） 位置と役割

県行政機関、首都行政機関は県レベルの政府行政機関であり、この役割は、政治、行政、経済、文化－社会、国防－治安維持、外交業務等の政府行政を管理することで、人材資源を育成して活用し、地方にある天然資源、環境、他の資源を保護して使用し、自分の管理範囲において郡、特別区（テッサバーン）、町の開発戦略計画実施の指導と検査を行い、県レベルでの人民会議の決議を実行する。

第 11 条（新） 権限と義務

県行政機関、首都行政機関は以下の権限と義務を有する。

1. 憲法、法律、政令、規則、命令、助言、県行政機関議会の議決、首都行政機関会議の議決及び県レベル人民会議の議決を施行することを保証する。
2. 戦略計画、経済－社会開発計画、地方の財政計画を作成して実施し、国防－治安維持業務の遂行、社会における汚職及び他の墮落した現象に対して反対して防止する。
3. 国会議員と県人民会議代表メンバーの選挙実施業務に関する指導、促進、動員を行う。
4. 地方において、予算源を獲得し、戦略計画、国家教育制度と保健制度の改革に充てることを促進する。

5. 地方や民族にある国の文化や良き伝統習慣を保護して支援し、県や首都にある歴史的観光地、文化観光地、自然観光地を開発する。
6. 政府の行政管理の中に近代的な科学とテクノロジーを導入し、法規則や政府行政のメカニズムを整備して便利で迅速に公明正大にする。
7. 人民検察院と地方裁判所の裁判に関する判決を除き、法律に抵触した自分のレベル内又はそれ以下のそれぞれの部門に対して、決定事項、命令、助言、通知、中止命令又はその他の法的破棄を出し、上層部に法律に抵触した部門の一時停止又は法的行為の破棄の審査を申請する。
8. 責任義務の分担、問題解決権を分割し、利益を公明正大にきちんと決まった分だけ郡、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）に分割する。
9. 自分の管理下にある、課、政府機関で県レベルの課に相当する組織、郡、町及び他の組織単位の責任業務実施活動を組織化して実行し、その活動に便宜を図り、監督してモニタリング調査を行う。
10. 中央が管理する資金援助や投資プロジェクト実施に対して便宜を図り、モニタリング調査を行い、自分の所管する責任範囲の中で国内外の各経済分野の投資を促進する。
11. 国民、永住許可を持つ外国人、外国人、無国籍者、民族の業務及び宗教等についての管理業務に対する指導及び検査、住民の生活改善と貧困解消を行う。
12. 自分の地方における、政府職員と政府行政機関の行動に関する審査を行い、助言し、また組織と個人からの提言を解決する。
13. 組織の構成要因と郡、首都の領域決定のための調査、郡、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）の建設、解散、合併、分離及び郡、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）の領域の確定を行う。
14. 促進、支援及び条件を整えて、建国戦線、大衆組織、社会組織、各経済分野とラオス国民すべての民族が自分の地域の社会経済の発達、国防と治安維持に参加し、また社会的墮落現象に反対することに参加するようにする。
15. 組織や政府職員を管理し、政府職員、省の縦軸で結ばれる自分の地方に常駐する課、関連する省と同等の政府機関の業務遂行をモニタリング調査する。
16. 政府職員の養成と養育を行い、知識、政治、行政、専門分野、外国語での能力を向上させる。

17. 収入源を作り収入をきちんと徴収するために、管理レベルに沿って天然資源の管理、保護、使用及び開発を行う。
18. 関係する政府組織が正しく、漏れなく、時間通り、また公明正大に収入をあげられるように便宜を図り監督する。地方の収入－支出計画を管理実行する。
19. 上層部からの委譲によって外国と関係協力をもつ。
20. 地方の全体的な状況を含めて、自分の業務実施をまとめて常に政府と県人民議会に報告する。
21. 法律と規則の中で規定されていることに沿って権利を行使して他の義務を遂行する。

第3章

県行政機関と首都行政機関の組織構成

第12条(改正) メカニズム構成

県行政機関と首都行政機関のメカニズムの構成は以下の通りである。

1. 県庁、都庁
2. 課、県の課に相当する政府機関。これらは県人民会議の承認により実際に必要とされる業務実施に対する要望により構築される。

第13条(改正) 県庁と都庁の位置と役割

県庁、都庁は県レベルの行政機関のメカニズム構成の1つであり、県や首都の行政業務に対する監督便宜、促進、モニタリング、また計画作成、実行プロジェクト作成、調査総括、書類の管理、合同実施に際してその中心となり、県や首都の指導者の業務活動に対するサービス処理、自分の内部の業務処理管理等において県知事と都知事に対して、参謀の役割を果たす。

県庁及び都庁の組織と活動は、別規定の中で規定されている。

第14条(改正) 課、県レベルでの課に相当する政府機関の位置と役割

課、県レベルで課に相当する政府機関は、県行政機関、首都行政機関のメカニズム構成の1つであり、専門職において県行政機関、首都行政機関、省、省と同等の政府機関に対する参謀的な役割を果たし、また管理レベルの分割に応じて政府の行政を管理する。

課、県レベルで課に相当する政府機関の組織と活動は別規定の中で規定されている。

第15条（改正）人材の構成

県と首都は以下の人材により構成されている。

1. 県知事、都知事
2. 副知事、副都知事
3. 官房室長、課長と県レベルでの課に相当する政府組織の長

第16条（改正）県知事と都知事の任命と解職

県知事と都知事は県人民会議が選挙又は解職した後に、首相によって任命又は解職される。

第17条（改正）副県知事と副知事の任命、異動又は解任

県人民会議の承認後、副県知事、副知事は県知事、都知事により任命、異動、又は解職される。

第18条（改正）知事、都知事の任期

知事、都知事の任期は5年で、連続して2期を超えない期間、その職にとどまることができる。

県知事、都知事の任期が満了したが、首相がまだ新しい県知事、都知事を任命しない時は、新しい県知事、都知事が任命されるまで古い者がその業務の継続に当たる。

新しい県知事、都知事の任命は、古い知事、古い都知事の任期満了後、90日以内に行われなければならない。

第4章

県知事、都知事の役割、権利と義務

第19条（改正）役割

県知事、都知事は県レベルでの行政機関の首長で、政府と県人民会議の代表であり政府と県人民会議に対して責任を負い、県行政機関を指導してこの地方行政法第10条と第11条の中で規定された権利と義務に沿ってその役割を遂行する。

第20条（改正）権利と義務

県知事と都知事は以下の権利と義務を有する。

1. 県行政機関会議、都行政機関会議を招集し、その議長となる。
2. 自分に所属しているところの県行政機関、都行政機関の業務、県人民会議の議決、県行政機関会議の議決、首都人民会議の議決、首都行政機関会議の議決、官房室の活動、課の活動、県レベルでの課と同等な政府機関の活動、郡の活動、特別区（テッサバーン）の活動、町の活動を指導、監督して便宜を図る。
3. 県人民会議に県の戦略計画草案、社会—経済発展計画と政府予算計画を提案し、首都人民会議に首都の戦略計画草案、社会—経済発展計画と政府予算計画を提案する。
4. 県又は首都人民会議に、県又は首都行政機関のメカニズム構成についての承認審査を提案する。副県知事、副知事、官房室長、課長、県レベルでの課と同等の政府機関の長の任命、異動又は解任等である。
5. 課、県レベルで課と同等の政府機関の建設、廃止、分離、統合の承認審査を県人民会議に提案する。
6. 上層部に提案して許可を得る前に、県人民会議、首都人民会議に提案して、県や首都の領域決定の討論を行い、郡、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）の建設、廃止、統合、分離、領域の決定の討論を行う。
7. 県人民会議常務委員会に提案して、県、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）の行政機関のメカニズム構成承認のための討論を行う。
8. 県人民会議常務委員会に提案して、郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長の任命、異動、又は解任の承認のための討論を行う。
9. 県人民会議常務委員会が承認した後に、郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長の任命、異動、又は解任を行う。
10. 郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長の提案に沿って、副郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）町長の任命、異動又は解任を行う。
11. 県人民会議が承認した後、事務室長、課長、県レベルでの課と同等の政府機関長の任命、異動又は解任が行われる。
12. 官房室長、課長、県レベルでの課と同等の政府機関長の提案により、副官房室長、副課長、県レベルでの課と同等の政府機関の副長の任命、異動又は解職が行われる。他の行政職についている者の任命、異動又は解任を行う。

13. 人民検察院と地方人民裁判所の勧めている裁判の判決以外、裁判法律に抵触した自分の各部門のレベルで又は下位のレベルでの、決定事項、命令、助言、通達、一時停止命令又は他の法律の中止を行う。
14. 法律に抵触している部門の法律行為に対して一時停止又は廃止を上層部に提案する。
15. 郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長の提案に沿って村の建設、廃止、統合、村の領域の決定と村名の変更を行う。
16. 県首都予算への支払いを命令する。
17. 招待に応じて政府の公開会議に出席する。
18. 自分の役割、権利、義務の実施に際しての成功と欠点に関して県人民会議と政府に対して責任を持つ。
19. 県や首都の全体的な状況を含めた自分の業務実施結果を、政府、関係機関と県人民会議に定期的に報告する。
20. 法律及び規則の中で規定されたように権利を行使して他の義務を遂行する。

第 21 条（改正）副県知事と副都知事の権利と義務

副県知事と副都知事は、県知事と都知事を補佐し、県行政機関業務の指導、首都行政機関業務の指導及び郡行政機関業務の指揮において、県知事、都知事からの委譲に従って何らかの業務に対して責任を負う。

県知事、都知事が何らかの理由で義務を遂行することが不可能な場合は、副県知事、副都知事で委譲を受けた者が代理となる。

第 5 章

県行政機関会議、首都行政機関会議

第 22 条（改正）会議

県行政機関会議、首都行政機関会議は、県知事、都知事がこれを召集し議長を務め、毎月 1 回開催される。県行政機関会議、首都行政機関会議は、副県知事、副知事、県官房室室長、首都官房室室長、課長、県レベルの課長と同等な政府機関の長により構成され、これ以外にもし必要があれば、郡

長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長及び他の関係する機関の代表を招待し参加することも可能である。

必要があり緊急を要する場合は、県知事、都知事の同意に沿って臨時会議を開催することもある。

毎回の会議においては、その実施のために、記録者のサインと会議議長の証明サインのある記録簿を作成し、参加者と関係部門に配布しなければならない。重要な合意がなされた場合は、会議議決を作成する。

第 23 条（改正） 会議の議題にしなければならない問題

県行政機関会議と首都行政機関会議で議題とされ討論し合意を得なければいけない問題は、以下の通りである。

1. 地方の戦略計画、社会－経済発展計画と修正された年度予算計画
2. 県、首都の領域と組織構成の決定、郡、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）の建設、廃止、統合、分離と領域の決定
3. 法律行為の草案の作成
4. 管理レベル分割に沿った投資プロジェクト
5. 国防－治安維持業務と外交業務
6. 政策業務と職員
7. 政府と県人民議会に対する全面的な報告書
8. 重要で必要なその他の問題

第 6 章

県行政機関、首都行政機関の業務関係

第 24 条（新） 県人民会議との関係

県行政機構、首都行政機構は以下の場合に県人民議会と関係を持つ。

1. 県の法的行為を構築し整備する場合
2. 県人民会議に提案し、審議してもらう地方の基本的に重要な問題を研究する。

3. 県人民会議に提案し、選挙または任命、異動または解任してもらう人材についての研究
4. 住民の不満苦情等の訴えを解決することについて、どのような意見を述べるかについての研究
5. 県人民会議に出席し、会議に対して説明を行う。
6. 報告、説明と県人民代表議会議員の疑問と問い合わせに対応する。
7. 県人民議会常務委員会の提案に応じて色々な情報を供給する。
8. 合同して対応しなければならない他の重要な問題

第 25 条（新） 人民検察院と地方人民裁判所との関係

法律施行のモニタリング調査と社会の中の墮落した現象を防止することにおいて、県行政機構、首都行政機構は人民裁判所と地方人民検察院と合同している。

必要な場合には、県行政機構、首都行政機構は自分が主催する会議に、人民検察院長官、地方人民裁判所長官を招待し参加することもできる。

第 26 条（新） 建国戦線、大衆組織機関と地方社会組織機関

県行政機関と首都行政機関は、建国戦線や大衆組織と相談し、御互いの意見を交換し、これらの組織を動員促進して、政府の管理、社会一経済管理、業務活動が効果をあげられることを保証する運動にこれらの組織が参加するように、建国戦線や大衆組織等と合同で業務を行う。必要な場合は、これらの機関の代表を自分が開催する会議に招待し出席することも可能である。

第 IV 編

郡と郡行政機関

第 1 章

郡の建設

第 27 条（改正） 郡

郡とは地方行政地域であり、都特別区（テッサバーン）部と農村部を含みたくさんの村により構成されている。

第 28 条 (改正) 郡の建設

地方人民会議の承認後に政府の合意により、郡が建設、廃止、分離、統合され領域が規定される。

郡の建設のためには、過程と調査方法が別規定の中に規定されている。

第 29 条 (改正) 郡の建設のための条件

郡の建設のためには以下の条件を揃えることが必要である。

1. 地理上において行政に相応しい位置を有すること。
2. 政府が別に合意した場合を除いて、平野地域の郡では人口が少なくとも 3 万人以上居住していること、また山地では 2 万人以上の人口が居住していること。
3. インフラと社会－経済の発展における基本的な要素がある。

第 2 章

郡行政機関の位置、役割、権利と義務

第 30 条 (改正) 位置と役割

郡行政機関は郡レベルの政府行政機関であり、この役割は、政治、行政、経済、文化－社会、国防－治安維持、外交業務等の政府行政を管理することであり、また人材資源を育成して活用し、地方にある天然資源、環境、他の資源を保護して使用し、自分の管理範囲において村の開発戦略計画実施の指導と検査を行う。

第 31 条 (新) 権限と義務

郡行政機関は以下の権限と義務を有する。

1. 憲法、法律、政令、規則、議決、命令、助言、上層部の助言の実施を保証する。
2. 社会－経済開発、予算計画の作成と実施、国防－治安維持業務の実施、汚食と社会における退廃的な現象の防止を行う。
3. 国会議員選挙と地方議会選挙実施に伴う業務の指導、促進、動員を行う。
4. 事務所、郡の事務所に相当する政府機関と村行政機関の事務所に相当する政府組織の業務実行活動を組織し、便宜を図り、監督しモニタリング調査する。

5. 政府のサービス・ユニットの建設と管理、都特別区（テッサバーン）部と準都特別区（テッサバーン）部の行政管理の実施を行い、インフラ開発、必要な公衆衛生サービス、治安維持、秩序、清潔と美しさを作り出す。
6. 宣伝広報活動を行い、保健衛生の知識を住民に広め、公衆衛生、教育開発、スポーツと男女平等を促進する。
7. 文化、国、地方と民族の文化、良き伝統習慣を保護し促進する。労働技能開発の促進、役割と管理レベル別に沿った労働力の管理を行う。
8. 中央と県、首都が管理する投資プロジェクト実施について便宜を図りモニタリング調査を行う。管理レベルに沿って自分の責任の中で国内外の民間からの投資を促進する。
9. ラオス人民民族と社会におけるすべての階層の人たちの団結を促進し、特別区（テッサバーン）民、ラオスに永住する外国人、外国人、無国籍者、民族と宗教の業務を管理し、国民の生活を改善して貧困問題を解決する。
10. 自分の地方において、公務員と政府行政機関の行動についての組織又は個人からの提言に対して審査、助言し、その解決にあたる。
11. 財源を作るために、正しく歳入を得るために、管理レベル分割に沿って、天然資源と環境の管理、保護、使用、開発を行い、ビジネス単位、産業、貿易、サービス及びその他に対して管理を行う。
12. 地方の歳入計画と歳出計画を管理して実施し、関連する機関が正しく、漏れなく、時間通りに、また公明正大に歳入を得ているか便宜を図り監督する。
13. 人民検察院と地方人民裁判所の裁判に関する判決を除き、決定事項、命令、助言、通知、一時停止命令又は他の法律行為の破棄を、法律に抵触した各事務所、郡の事務所に相当する政府機関に対して出す。
14. 組織の構成と郡の領域の決定について研究し、建築、破棄、統合、分離、村の領域の決定と村名の変更を行う。
15. 建国戦線、大衆組織、社会組織機関、各経済業界とラオス国民すべての民族が、自分の郡における、社会－経済発展、国防－治安維持と退廃的な現象に反対することに参加するように促進、後援し条件を整える。
16. 組織と政府職員を管理し、県レベルと縦軸で結ばれている事務所と関係機関の政府職員の業務実施をモニタリング調査する。

17. 自分の政府職員と村の職員の育成、政治、行政、専門面での能力知識向上を行う。
18. 定期的に、郡の総合的な状況を含めて自分の業務実施について総括し、県知事、都知事及び関係機関に報告する。
19. 法律と規定の中で規定されたように権利を使用して他の義務を遂行する。

第3章

郡行政機関の組織構成

第32条(改正) メカニズム構成

郡行政機関には以下のメカニズム構成がある。

1. 郡事務所
2. 事務所、地方人民議会の承認により実際の業務の要望に対して建設される郡の事務所と同等な政府機関

第33条(改正) 郡事務所の位置と役割

郡事務所は郡行政機関のメカニズム構成の1つであり、郡の業務マネジメントに対する監督便宜、促進、モニタリング実施において、郡長に対して参謀の役割を果たし、計画作成、実行プロジェクト作成、調査総括、書類の管理を行い、業務連絡調整の中心となり、郡指導者が行う業務活動に対する服務活動マネジメントと組織内部の業務マネジメント管理を行う。

郡事務所の組織と活動は別規定の中で定められている。

第34条(改正) 事務所、郡の事務所と同等な政府機関の位置と役割

事務所、郡の事務所と同等な政府機関は郡行政機関のメカニズム構成の1つで、管理レベル分割に沿って、専門分野と政府の行政管理において郡行政機関、県レベルの課、県レベルの課と同等な政府機関に対して参謀になる。

郡の事務所と同等の政府の組織と活動は、別規定の中で規定されている。

第35条(改正) 人材の構成

郡行政機関は以下の人材により構成されている。

1. 郡長、副郡長

2. 郡事務所長、事務所長と郡の事務所と同等な政府機関の長

第 36 条 (改正) 郡長の任命、異動又は解任

郡長は県知事又は都知事は、地方議会が承認した後に、任命、異動又は解任される。

第 37 条 (改正) 副郡長の任命、異動又は解任

副郡長は県知事又は副都知事は、地方議会が承認した後に、任命、異動又は解任される。

第 38 条 (改正) 郡長の任期

郡長の任期は 5 年で、連続して 2 期を超えない範囲で職務につくことが可能である。

郡長の任期が満了後、県知事、都知事が新しい郡長をまだ任命していない場合は、新しい郡長が任命されるまで、古い郡長がその職務実施にあたる。

新しい郡長の任命は、前任の郡長の任期満了後、90 日以内に行われなければならない。

第 4 章

郡長の役割、権利と義務

第 39 条 (改正) 役割

郡長は郡行政機関の長であり、県行政機関、都行政機関の代理であり県行政機関と都行政機関に対する責任を負い、郡行政機関を指揮し、この法律の第 30 条と第 31 条の中に規定されている役割、権利と義務を遂行する。

第 40 条 (改正) 権利と義務

郡長は以下の権利と義務を有する。

1. 郡行政会議を招集し、その議長となる。
2. 県行政機関の業務に対して指揮をとり監督便宜を図り、地方人民会議の決議、郡行政機関会議の決議の実施を検査し、事務所、郡事務所、郡の事務所と同等である自分の組織に属する政府機関の活動を検査する。
3. 選挙結果を承認し、村長と副村長を任命又は解任し、また村の規則を承認する。
4. 郡の組織構成要素と郡の領域に関して県知事、都知事に申請し、村の建設、廃止、統合、分離、村の領域の決定と村名の変更を行う。

5. 副郡長の任命、異動又は解任について県知事、都知事に申請する。
6. 郡事務所長、事務所長、事務所と同等な政府機関長と郡の他の行政職についている者の任命、異動又は解任を行う。
7. 合意事項、命令、助言、通知を出し、人民検察院と地方人民裁判所の裁判に関する判決を除き、法律に抵触する各事務所、郡の事務所と同等である政府機関、郡の事務所より下位にある政府機関に対して、一時停止の命令又は他の法律行為の禁止命令を出す。
8. 上層部に対して、法律に抵触しているセクションの一時停止、又は法律行為の破棄についての審査を提案する。
9. 郡の予算に対しての支払い命令を出す。
10. 招待に応じて県や首都行政機関の主催する会議へ参加する。
11. 自分の役割、権利と義務の遂行における成果と欠点に関して、県知事や都知事に対して責任を持つ。
12. 県知事、都知事と関係する機関に対して定期的に、郡の全体的な業務活動を含めて、自分の業務遂行結果をまとめて報告する。
13. 法律や規定の中で規定されているように権利を使用して他の義務を果たす。

第 41 条 (改正) 副郡長の権利と義務

副郡長は郡行政機関の業務指揮において郡長を助け、郡長からの委譲に従って何れかの業務に対して責任を負う。

何れかの理由によって郡長がその義務を果たせない場合は、副郡長は代理郡長を委譲される。

第 5 章

郡行政機関の会議

第 42 条 (改正) 会議

郡行政機関会議は、郡長が招集し議長になることによって月に 1 度開催される、この郡行政機関会議の出席者は、副郡長、郡事務所長、事務室長、郡の事務所に相当する政府機関の長により構成される。これ以外に必要なが生じる場合は、外部機関の代表を招待し参加してもらうことも可能である。

必要性があり緊急な場合は、郡長の合意に沿って臨時会議が開催される。

毎回の会議においては、会議記録者のサインと会議司会者の証明サインがある記録簿を作り参加者と関係者に送りその実施にあてる。重要な問題に対して合意がなされた場合は、会議の合意事項とすること。

第43条(改正) 会議に上げなければいけない問題

郡行政機関会議において議題に上げて討論し、合意されなければいけない問題は以下の通りである。

1. 社会－経済発展計画、予算計画と郡の修正年次予算計画
2. 郡の領域の決定と組織構成の決定、建設、廃止、統合、分離、村の領域の決定と村の名前の変更
3. さまざまな法律行為の草案の作成
4. 管理レベル分割に沿っての投資プロジェクト
5. 国防－治安維持業務
6. 政策と職員業務
7. 県知事、都知事に対する総合的な報告
8. 重要で必要な他の問題

第V編

特別区(テッサバーン)と特別区(テッサバーン)行政機関

第1章

特別区(テッサバーン)の建設

第44条(改正) 特別区(テッサバーン)

特別区(テッサバーン)は郡レベルの行政地域で、都特別区(テッサバーン)部、農村部両方のエリアを占め、また沢山の村により構成されている。

第45条(改正) 特別区(テッサバーン)の建設

特別区（テッサバーン）は地方人民会議が承認した後に、県知事、都知事の提案に沿って政府により合意されて建設、廃止、分離、統合され、また領域が定められる。

特別区（テッサバーン）の建設のための研究プロセスとその方法は、別規定の中で定められている。

第 46 条（改正）特別区（テッサバーン）の建設のための条件

県行政機関が位置する郡が特別区（テッサバーン）になる。他の郡も以下の条件をすべて満たせば特別区（テッサバーン）になることができる。

1. 人口 4 万人以上でかつ市街地エリア内の人口が 1 万人以上であること
2. 市街地エリア内の人口密度が 1 平方キロメートル当たり 450 人以上いること
3. 市街地エリア内の総農業従事者の割合が 30%未満であること
4. 制度的に発達した経済面でのインフラ、社会—文化があること
5. 行政支出面において普通に自立していること

第 2 章

特別区（テッサバーン）行政機関の位置、役割、権限と義務

第 47 条（改正）位置と役割

特別区（テッサバーン）行政機関は郡レベルの行政機関であり、政治、行政、経済、社会—文化、国防—治安維持面において政府行政管理の役割を有し、自分の地方においての人材資源の構築と使用、天然資源、資源と他の資源の保護と使用を行い、村の開発計画実施について指導と検査を行い、公衆衛生サービス、秩序、清潔と美しさを特別区（テッサバーン）内に構築する。

第 48 条（新）権利と義務

特別区（テッサバーン）行政機関は以下の権限と義務を有する

1. 上層部の憲法、法律、政令、規則、議決、命令、助言に対しての施行を保証する。
2. 経済的に特別区（テッサバーン）が自活できるように特別区（テッサバーン）を建設し発展させる。

3. 社会—経済開発計画と予算計画の作成と実施、国防—治安維持業務の実施、汚職と社会の退廃的な現象に反対し防止する。
4. 国会議員選挙と地方人民議会議員選挙の業務に対して指導、促進し、動員をかける。
5. 事務所、特別区（テッサバーン）の事務所に相当する政府機関と村の行政機関の業務実施活動について、その活動の実施を行い、活動に便宜を図り、活動を監督しモニタリング調査を行う。
6. 政府のサービス・ユニットの建設と管理を行い、特別区（テッサバーン）行政管理を実施して、インフラ開発、必要な公衆衛生サービス、治安維持、秩序、清潔と美しさを構築する。
7. 人民に衛生業務について宣伝広報して知識を与える。
8. 国、地方と民族の文化と良き伝統習慣を保護支援し、労働技能の発展を支援し、義務と管理レベルに沿って労働を管理する。
9. 中央と県、首都が管理する投資プロジェクトに対して便宜を図り、その実施をモニタリング調査する。管理レベルの分割に沿って国内外からの投資を支援する。
10. ラオス国民民族と社会のすべての階層の人たちの団結を促進し、特別区（テッサバーン）民、永住権を持つ外国人、外国人、無国籍者、民族と宗教の業務の管理を行い、生活を改善し人民の貧困を解決する。
11. 自分の地方における公務員と政府行政機関の行動について、審査、助言を与え、組織又は個人からの提言に応える。
12. 歳入源を作り、正しく歳入を徴収し、ビジネス・ユニット、工業、商業、サービス等を管理するために、天然資源と環境を管理レベル分割に沿って管理、保護、使用する。
13. 特別区（テッサバーン）の歳入計画と歳出計画を管理し、その実施を行う。関係する機関が歳入業務を正しく、漏れなく、時間通りに、また公明正大に実施できるように、便宜を図り監督する。
14. 決定事項、命令、助言、通達を出し、人民検察院と地方人民裁判所の裁判に関する判決を除き、法律に抵触する各事務所、特別区（テッサバーン）の事務所と同等の政府機関又はそれより下位の政府機関に対して一時停止、又は他の法律行為の廃止を出す。上層部に法律に抵触したセクションの一時停止又は法律行為の廃止を提言する。

15. 組織の構成要素を研究し特別区（テッサバーン）の領域を定め、村の建設、廃止、統合、分離、村の領域を決めて村名を変える。
16. 建国戦線、大衆組織、社会組織、各経済部門とラオス国民民族が、自分の特別区（テッサバーン）内において、社会－経済開発、国防－治安維持に参加し、また退廃的な現象に反対することを促進、後援し、その条件を整える。
17. 都市計画を立て、建設と市街地エリアの開発を管理し、インフラの維持管理、社会－文化、スポーツと特別区（テッサバーン）街地サービスの管理、道路、電気、水道、下水管、下水道システム、護岸浸食防止、学校、病院、マーケット、飲食店、娯楽施、太陽光発電システム、災害防止と復旧、衛生、ゴミの収集と処分等の公共施設の管理と検査を行う。
18. 公共交通、道路交通工学、公共道路におけるバス停留所と駐車場の管理等の必要な公共サービスの構築と管理を行う。
19. 建設作業を管理、検査して基準に沿った安全で耐久性のあるものにする。
20. 保護地域、沼、水をたたえている広い場所で水が年中ある所、川岸に沿った地域、自然の景観、保護林等の環境を保護し整備する。
21. 秩序、生命の安全と人民の財産を保証し、芸術文化面で独自の建物や場所、歴史的に価値のある国や地方の建築物を保存し管理する。
22. 組織と公務員を管理し、県レベルと縦軸で結ばれている事務所の公務員と村の職員の業務実施についてモニタリング調査する。
23. 政治面、行政面、専門についての知識と能力の構築及びレベルアップを自分の組織の公務員と村の職員に対して実施する。
24. 特別区（テッサバーン）の全面的な業務活動状況を含めて、自分の組織の業務遂行についてこれを総括し、定期的に県知事、都知事と関係する機関に報告する。
25. 法律と規則の中で規定されているように権利を行使し他の義務の実施を行う。

第3章

特別区（テッサバーン）行政機関組織の構成要素

第49条（改正）メカニズム構成

特別区（テッサバーン）行政機関は以下のメカニズム構成要素を有する。

1. 特別区（テッサバーン）行政事務所
2. 事務所、特別区（テッサバーン）の事務所と同等な政府機関、これは地方人民会議の承認により実際の業務に対する要求に沿って建設される。

第 50 条（改正）特別区（テッサバーン）事務所の位置と役割

特別区（テッサバーン）事務所は特別区（テッサバーン）行政機関のメカニズム要素の 1 つであり、特別区（テッサバーン）の業務マネジメント、計画作成、実施プロジェクト、総括調査、書類管理、連絡調整業務の中心となり、特別区（テッサバーン）の指導者の業務活動に対するサービスマネジメント及び自分の組織内の業務マネジメントにおいて特別区（テッサバーン）長に対して参謀の役割を有する。

特別区（テッサバーン）事務所の組織と活動は別の規則の中で規定されている。

第 51 条（改正）事務所、特別区（テッサバーン）の事務所と同等の政府組織の位置と役割

事務所、特別区（テッサバーン）の事務所と同等の政府機関は特別区（テッサバーン）行政機関のメカニズム要素の 1 つであり、専門面において特別区（テッサバーン）行政機関、県レベルの課、県レベルの課と同等の政府機関に対して参謀となり、また管理レベルに分割されたように政府の行政を管理する。

事務所、特別区（テッサバーン）の事務所と同等の政府機関の組織と活動は他規定の中で規定されている。

第 52 条（改正）人材の構成要素

特別区（テッサバーン）行政機関は以下の人材によって構成されている。

1. 特別区（テッサバーン）長、副特別区（テッサバーン）長
2. 特別区（テッサバーン）事務所長、事務室長と特別区（テッサバーン）の事務所と同等の政府組織長

第 53 条（改正）特別区（テッサバーン）長の任命、異動又は解任

地方人民議会の承認を受けた後で、県知事、都知事により特別区（テッサバーン）長は任命、異動又は解任される。

第 54 条（改正）副特別区（テッサバーン）長の任命、異動又は解任

特別区（テッサバーン）長の提言に沿って、副特別区（テッサバーン）長は任命、異動又は解任させられる。

第 55 条（改正）特別区（テッサバーン）長の任期

特別区（テッサバーン）長の任期は 5 年で 2 期連続を越えない範囲でその職位を続けることが可能である。

特別区（テッサバーン）長が任期満了になったが、県知事、都知事がまだ新しい特別区（テッサバーン）長を任命しない時は、新しい特別区（テッサバーン）長が任命されるまで古い特別区（テッサバーン）長にその職務を実行させる。

古い特別区（テッサバーン）長の任期が満了後 90 日以内に、新しい特別区（テッサバーン）長の任命がされなければならない。

第 4 章

特別区（テッサバーン）長の役割、権利と役割

第 56 条（改正）役割

特別区（テッサバーン）長は特別区（テッサバーン）行政機関の長であり、県行政機関、都行政機関の代理であり県行政機関、都行政機関に対して責任を負い、この法律の第 47 条と第 48 条の中で規定されているように、特別区（テッサバーン）行政機関を指揮し、役割、権利と義務の遂行にあたる。

第 57 条（改正）権利と義務

特別区（テッサバーン）長は以下の権利と義務を有する。

1. 特別区（テッサバーン）行政会議を招集し、その議長となる。
2. 特別区（テッサバーン）行政機関の業務に対して指揮をとり監督便宜を図り、地方人民会議の決議、特別区（テッサバーン）行政機関会議の決議の実施を検査し、事務所、特別区（テッサバーン）事務所、特別区（テッサバーン）の事務所と同等である自分の組織に属する政府機関の活動を検査する。
3. 選挙結果を承認し、村長と副村長を任命又は解任し、また村の規則を承認する。
4. 特別区（テッサバーン）の組織構成要素と郡の領域に関して県知事、都知事に申請し、村の建設、廃止、統合、分離、村の領域の決定と村名の変更を行う。

5. 副特別区（テッサバーン）長の任命、異動又は解任について県知事、都知事に申請する。
6. 特別区（テッサバーン）事務所長、事務所長、事務所と同等な政府機関長と特別区（テッサバーン）の他の行政職についている者の任命、異動又は解任を行う。
7. 合意事項、命令、助言、通知を出し、人民検察院と地方人民裁判所の裁判に関する判決を除き、法律に抵触する各事務所、特別区（テッサバーン）の事務所と同等である政府機関、特別区（テッサバーン）の事務所より下位にある政府機に対して、一時停止の命令又は他の法律行為の禁止命令を出す。
8. 上層部に対して、法律に抵触しているセクションの一時停止、又は法律行為の破棄についての審査を提案する。
9. 特別区（テッサバーン）の予算に対しての支払い命令を出す。
10. 招待に応じて県や首都行政機関の主催する会議への参加を行う。
11. 自分の役割、権利と義務の遂行における成果と欠点に関して、県知事や都知事に対して責任を持つ。
12. 県知事、都知事と関係する機関に対して定期的に、特別区（テッサバーン）の全体的な業務活動を含めて、自分の業務遂行結果をまとめて報告する。
13. 法律や規則の中で規定されているように権利を使用して他の義務を果たす。

第 58 条（改正） 副特別区（テッサバーン）長の権利と義務

副特別区（テッサバーン）長は郡行政機関の業務指揮において特別区（テッサバーン）長を助け、特別区（テッサバーン）長からの委譲に従って何れかの業務に対して責任を負う。

何れかの理由によって特別区（テッサバーン）長がその義務を果たせない場合は、副特別区（テッサバーン）長は代理特別区（テッサバーン）長を委譲される。

第 5 章

特別区（テッサバーン）行政機関の会議

第 59 条（改正） 会議

特別区（テッサバーン）行政機関会議は、特別区（テッサバーン）長が招集し議長になることによって月に 1 度開催される、この特別区（テッサバーン）行政機関会議の出席者は、特別区（テッサ

バーン) 郡長、特別区 (テッサバーン) 事務所長、事務室長、特別区 (テッサバーン) の事務所に相当する政府機関の長により構成される。これ以外に必要なが生じる場合は、外部機関の代表を招待し参加してもらうことも可能である。

必要性があり緊急な場合は、特別区 (テッサバーン) 長の合意に沿って臨時会議が開催される。

毎回の会議においては、会議記録者のサインと会議司会者の証明サインがある記録簿を作り参加者と関係者に送りその実施にあてる。重要な問題に対して合意がなされた場合は、会議の合意事項とすること。

第 60 条 (改正) 会議に上げなければいけない問題

特別区 (テッサバーン) 行政機関会議において議題に上げて討論し、合意されなければならない問題は以下の通りである。

1. 特別区 (テッサバーン) の社会—経済発展計画、予算計画と修正年次予算計画
2. 特別区 (テッサバーン) の領域の決定と組織構成の決定、建設、廃止、統合、分離、村の領域の決定と村の名前の変更
3. さまざまな法律行為の草案の作成
4. 管理レベル分割に沿っての投資プロジェクト
5. 国防—治安維持業務
6. 政策と職員業務
7. 県知事、都知事に対する総合的な報告
8. 重要で必要な他の問題

第 VI 編

大きな町と特別市 (ナコーン) 行政機関

第 1 章

特別市 (ナコーン) の建設

第 61 条 (新) 特別市 (ナコーン)

特別市（ナコーン）とは非常に発展した郡又は特別区（テッサバーン）で、この法律の中に定める条件を総て備えている。

特別市（ナコーン）は市街地と農村エリアを含み、多くの村から構成されている。

第 62 条（新）特別市（ナコーン）の建設

特別市（ナコーン）は地方人民会議が承認した後に、県知事、都知事の提案に沿って政府により合意されて建設、廃止、分離、統合され、領域が定められる。

特別市（ナコーン）の建設のための研究プロセスとその方法は、別の規則の中で定められている。

第 63 条（新）特別市（ナコーン）建設のための条件

特別市（ナコーン）を建設するに際して、以下の条件をすべて満たすこと。

1. 郡又は特別区（テッサバーン）であり、6 万人以上の人口を持ち、郡の市街地エリア又は特別区（テッサバーン）の市街地エリア内の人口が 2 万人以上いること。
2. 郡行政機関や特別区（テッサバーン）行政機関の所在する郡又は特別区（テッサバーン）の市街地エリアの人口密度が 1 平方キロメートル当たり 900 人以上であること。
3. 郡行政間機関や特別区（テッサバーン）行政機関の所在する郡又は特別区（テッサバーン）内の市街地エリアにおける農業人口が市街地エリアの総人口の 20%を超えないこと。
4. 制度的に発達した経済面でのインフラ、社会—文化があること。
5. 総ての村が発展村であること。
6. 通常は収支があう状況で、投資のための蓄えがあること。

第 2 章

特別市（ナコーン）行政機関の位置、役割、権利と義務

第 64 条（新）位置と役割

特別市（ナコーン）行政機関は郡レベルの行政機関であり、政治、行政、経済、社会—文化、国防—治安維持面において政府行政管理の役割を有し、発展した技術と近代的な方法で、人材資源の構築

と活用、天然資源、資源と他の資源の保護と活用を行い、村の開発計画実施について指導と検査を行い、公衆衛生サービス、秩序、清潔と美しさを特別市（ナコーン）に構築する。

第 65 条（新） 権限と義務

特別市（ナコーン）行政機関は以下の権限と義務を有する

1. 上層部の憲法、法律、政令、規則、議決、命令、助言に対しての施行を保証する。
2. 特別市（ナコーン）を建設し発展させて繁栄と近代化をもたらす。
3. 国会議員選挙と地方人民議会議員選挙の業務に対して指導、促進し、動員をかける。
4. 社会—経済開発計画と予算計画の作成と実施、国防—治安維持業務の実施、汚職と社会の退廃的な現象に反対し防止する。
5. 事務所、特別市（ナコーン）の事務所に相当する政府機関と村の行政機関の業務実施活動について、その活動の実施を行い、活動に便宜を図り、活動を監督しモニタリング調査を行う。
6. 政府のサービス・ユニットの建設と管理を行い、特別市（ナコーン）行政管理を実施して、インフラ開発、必要な公衆衛生サービス、治安維持、秩序、清潔と美しさを構築する。
7. 人民に衛生業務について宣伝広報して知識を与える。
8. 国、地方と民族の文化と良き伝統習慣を保護支援し、労働技能の発展を支援し、義務と管理レベルに沿って労働を管理する。
9. 中央と県、首都が管理する投資プロジェクトに対して便宜を図り、その実施をモニタリング調査する。管理レベルの分割に沿って国内外からの投資を支援する。
10. ラオス国民民族と社会のすべての階層の人たちの団結を促進し、特別区（テッサバーン）の住民、永住権を持つ外国人、外国人、無国籍者、民族と宗教の業務の管理を行い、生活を改善し人民の貧困を解決する。
11. 自分の地方における公務員と政府行政機関の行動について、審査、助言を与え、組織又は個人からの提言に応える。
12. 歳入源を作り、正しく歳入を徴収し、ビジネス・ユニット、工業、商業、サービス等を管理するために、天然資源と環境を管理レベル分割に沿って管理、保護、使用する。

13. 地方の歳入計画と歳出計画を管理し、その実施を行う。関係する機関が歳入業務を正しく、漏れなく、時間通りに、また公明正大に実施できるように、便宜を図り監督する。
14. 決定事項、命令、助言、通達を出し、人民検察庁と地方人民裁判所の裁判に関する判決を除き、法律に抵触する各事務所、特別市（ナコーン）の事務所と同等の政府機関又はそれより下位の政府機関に対して一時停止、又は他の法律行為の廃止を出す。上層部に法律に抵触したセクションの一時停止又は法律行為の廃止を提言する。
15. 組織の構成要素を研究し特別市（ナコーン）の領域を定め、村の建設、廃止、統合、分離、村の領域を決めて村名を変える。
16. 建国戦線、大衆組織、社会組織、各経済部門とラオス国民民族が、自分の特別市（ナコーン）内において、社会－経済開発、国防－治安維持に参加し、また退廃的な現象に反対することを促進、後援し、その条件を整える。
17. 都市計画を立て、建設と特別市（ナコーン）のエリアでの開発を管理し、インフラの維持管理、社会－文化、スポーツと特別市（ナコーン）内でのサービスの管理、道路、電気、水道、下水管、下水道システム、護岸浸食防止、学校、病院、マーケット、飲食店、娯楽施、太陽光発電システム、災害防止と復旧、衛生、ゴミの収集と処分等の公共施設の管理と検査を行う。
18. 公共交通、道路交通工学、公共道路におけるバス停留所と駐車場の管理等の必要な公共サービスの構築と管理を行う。
19. 建設作業を管理、検査して基準に沿った安全で耐久性のあるものにする。
20. 保護地域、沼、水をたたえている広い場所で水が年中ある所、川岸に沿った地域、自然の景観、保護林等の環境を保護し整備する。
21. 秩序、生命の安全と人民の財産を保証し、芸術文化面で独自の建物や場所、歴史的に価値のある国や地方の建築物を保存し管理する。
22. 組織と公務員を管理し、県レベルと縦軸で結ばれている事務所の公務員と村の職員の業務実施についてモニタリング調査する。
23. 政治面、行政面、専門についての知識と能力の構築及びレベルアップを自分の組織の公務員と村の職員に対して実施する。
24. 特別市（ナコーン）の全面的な業務活動状況を含めて、自分の組織の業務遂行についてこれを総括し、定期的に県知事、都知事と関係する機関に報告する。

25. 法律と規則の中で規定されているように権利を行使し他の義務の実施を行う。

第3章

特別市（ナコーン）行政機関組織の構成要素

第66条（新）メカニズム構成

特別市（ナコーン）行政機関は以下のメカニズム構成要素を有する。

1. 特別市（ナコーン）行政事務所
2. 事務所、特別市（ナコーン）の事務所と同等な政府機関、これは地方人民会議の承認により実際の業務に対する要求に沿って建設される。

第67条（新）特別市（ナコーン）事務所の位置と役割

特別市（ナコーン）事務所は特別市（ナコーン）行政機関のメカニズム要素の1つであり、特別市（ナコーン）の業務マネジメント、計画作成、実施プロジェクト、総括調査、書類管理、連絡調整業務の中心となり、特別市（ナコーン）の指導者の業務活動に対するサービスマネジメント及び自分の組織内の業務マネジメントにおいて特別市（ナコーン）長に対して参謀の役割を有する。

特別市（ナコーン）事務所の組織と活動は別規定の中で規定されている。

第68条（新）事務所、特別区（テッサバーン）の事務所と同等の政府組織の位置と役割

事務所、特別市（ナコーン）の事務所と同等の政府機関は特別市（ナコーン）行政機関のメカニズム要素の1つであり、専門分野において、特別市（ナコーン）行政機関、県レベルでの課、県レベルの課と同等な政府機関の参謀を果たし、管理レベルに沿って政府行政を管理する。

事務所、特別区（テッサバーン）の事務所と同等の政府機関の組織と活動は他の規則の中で規定されている。

第69条（新）人材の構成要素

特別市（ナコーン）行政機関は以下の人材によって構成されている。

1. 特別市（ナコーン）長、副特別市（ナコーン）長
2. 特別市（ナコーン）事務所長、事務室長と特別市（ナコーン）の事務所と同等な政府組織の長

第70条(新) 特別市(ナコーン) 長の任命、異動又は解任

地方人民議会の承認を受けた後で、県知事、都知事により特別市(ナコーン) 長は任命、異動又は解任される。

第71条(新) 副特別市(ナコーン) 長の任命、異動又は解任

特別市(ナコーン) 長の提言に沿って、副特別市(ナコーン) 長は任命、異動又は解任させられる。

第72条(新) 特別市(ナコーン) 長の任期

特別市(ナコーン) 長の任期は5年で2期連続を越えない範囲でその職位を続けることが可能である。

特別市(ナコーン) 長が任期満了になったが、県知事、都知事がまだ新しい特別市(ナコーン) 長を任命していない時は、新しい特別市(ナコーン) 長が任命されるまで古い特別市(ナコーン) 長にその職務を実行させる。

古い特別市(ナコーン) 長の任期が満了後90日以内に、新しい特別市(ナコーン) 長の任命がなされなければならない。

第4章

特別市(ナコーン) 長の役割、権利と役割

第73条(新) 役割

特別市(ナコーン) 長は特別市(ナコーン) 行政機関の長であり、県行政機関、都行政機関の代理であり県行政機関、都行政機関に対して責任を負い、この法律の第64条と第65条の中で規定されているように、特別市(ナコーン) 行政機関を指揮し、役割、権利と義務の遂行にあたる。

第74条(新) 権利と義務

特別市(ナコーン) 長は以下の権利と義務を有する。

1. 特別市(ナコーン) 行政会議を招集し、その議長となる。
2. 特別市(ナコーン) 行政機関の業務に対して指揮をとり監督便宜を図り、地方人民会議の決議、特別市(ナコーン) 行政機関会議の決議の実施を検査し、事務所、特別市(ナコーン) 事務所、特別市(ナコーン) の事務所と同等である自分の組織に属する政府機関の活動を検査する。

3. 選挙結果を承認し、村長と副村長を任命又は解任し、また村の規則を承認する。
4. 特別市（ナコーン）の組織構成要素と特別市（ナコーン）の領域に関して県知事、都知事に申請する。村の建設、廃止、統合、分離、村の領域の決定と村名の変更を行う。
5. 副特別市（ナコーン）長の任命、異動又は解任について県知事、都知事に申請する。
6. 特別市（ナコーン）事務所長、事務所長、事務所と同等な政府機関長と特別市（ナコーン）の他の行政職についている者の任命、異動又は解任を行う。
7. 合意事項、命令、助言、通知を出し、人民検察院と地方人民裁判所の裁判に関する判決を除き、法律に抵触する各事務所、特別市（ナコーン）の事務所と同等である政府機関、特別区（テッサバーン）の事務所より下位にある政府機関に対して、一時停止の命令又は他の法律行為の禁止命令を出す。
8. 上層部に対して、法律に抵触しているセクションの一時停止、又は法律行為の破棄についての審査を提案する。
9. 特別市（ナコーン）の予算を支払う命令を出す。
10. 招待に応じて県や首都行政機関の主催する会議へ参加する。
11. 自分の役割、権利と義務の遂行における成果と欠点に関して、県知事や都知事に対して責任を持つ。
12. 県知事、都知事と関係する機関に対して定期的に、特別市（ナコーン）の全体的な業務活動を含めて、自分の業務遂行結果をまとめて報告する。
13. 法律や規定の中で規定されているように権利を使用して他の義務を果たす。

第 75 条（新） 副特別市（ナコーン）長の権利と義務

副特別市（ナコーン）長は特別市（ナコーン）行政機関の業務指揮において特別市（ナコーン）長を助け、特別市（ナコーン）長からの委譲に従って何れかの業務に対して責任を負う。

何れかの理由によって特別市（ナコーン）長がその義務を果たせない場合は、副特別市（ナコーン）長は代理特別市（ナコーン）長を委譲される。

第 5 章

特別市（ナコーン）行政機関の会議

第76条(新) 会議

特別市（ナコーン）行政機関会議は、特別市（ナコーン）長が招集し議長になることによって月に1度開催され、この特別市（ナコーン）行政機関会議の出席者は、副特別市（ナコーン）長、特別市（ナコーン）事務所長、事務室長、特別市（ナコーン）の事務所に相当する政府機関の長により構成される。これ以外に必要なが生じる場合は、外部機関の代表を招待し参加してもらうことも可能である。

必要性があり緊急な場合は、特別市（ナコーン）長の合意に沿って臨時会議が開催される。

毎回の会議においては、会議記録者のサインと会議司会者の証明サインがある記録簿を作り参加者と関係者に送りその実施にあてる。重要な問題に対して合意がなされた場合は、会議の合意事項とすること。

第77条(新) 会議に上げなければいけない問題

特別市（ナコーン）行政機関会議において議題に上げて討論し、合意されなければいけない問題は以下の通りである。

1. 特別市（ナコーン）の社会－経済発展計画、予算計画と修正年次予算計画
2. 特別市（ナコーン）の領域の決定と組織構成の決定、建設、廃止、統合、分離、村の領域の決定と村の名前の変更
3. さまざまな法律行為の草案の作成
4. 管理レベル分割に沿った投資プロジェクト
5. 国防－治安維持業務
6. 政策と職員業務
7. 県知事、都知事に対する総合的な報告
8. 重要で必要な他の問題

第VII編

村と村行政機関

第1章

村の建設

第 78 条 (改正) 村

村とは郡、特別区（テッサバーン）、特別市（ナコーン）に属している基礎レベルの地方行政地域である。多くの世帯によって構成されていて、陸水があり政府が保護、使用と開発する権利を譲渡している。

第 79 条 村の建設

村は郡知事、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長の提案に沿って県知事、都知事によって建設、廃止、分離、統合及び領域が定められる。

第 80 条 (改正) 村建設のための条件

村を建設するに際して、以下の条件をすべて満たすこと。

1. 行政にとって地理的に相応しい位置にある。
2. 総人口は、
 - 郡の中にある村は、最低で 1,000 人の人口がいること。
 - 平野部の村は、最低で 500 人の人口がいること。
 - 山地にある村、僻地の村は最低で 200 人の人口がいること。
3. 社会－経済の発展条件が堅実であること。

第 2 章

村行政機関の位置、役割、権限と義務

第 81 条 (改正) 位置と役割

村行政機関は政府と人民が村行政を管理するために作った行政組織であり、村は代表としての役割と、村自身の管理範囲において、行政管理、経済発展、社会－文化の発展、治安維持、秩序の維持及び住民へのサービス、天然資源の保護、環境保護及び他の資源の保護に関して、郡行政機関、特別区（テッサバーン）行政機関、特別市（ナコーン）行政機関に対する責任を持つ。

第 82 条 (新) 権限と義務

村行政機関は以下の権利と義務を有する

1. 政策方針、憲法、法律、政令、議決、命令、助言、通知と上層部の法律行為を自分の村の住民に浸透、広報する。
2. 憲法、法律、政令、規則、議決、命令、助言、通知と上層部の法律行為を施行する。
3. ラオス国民民族の団結について研修教育を行い、動員を行い、住民の権利と義務の実行を促進する。
4. 村開発計画の作成と実行を行う。
5. インフラ、物質－技術の発展と整備、管理レベル分割に沿った天然資源、環境と他の資源の管理、利用及び保護を行う。
6. 国、地方と民族の引き継がれてきた文化と良き伝統習慣を保護支援する。
7. 住民の生活が衛生原則に正しく沿ったものになるように促進、支援し、母子と高齢者の保健を熱心に支援し、機会に恵まれない人、貧困に陥った人をケアし、就学年齢に達した子供が教育を受けられるように促進し保障する。
8. 村の責任範囲内において、正しい投資許可をもらった国内外の政府部門や民間部門のプロジェクト又はビジネスの実施に対してその便宜を計る。
9. 上層部の方針に沿って、自分の村の中で開発事業と貧困撲滅運動を実施する。
10. 自分の村の中で、陸水、水源、森林、森の野生の動物、環境、文化的な旧跡、病院、診療所、宗教施設と公共の財産の管理、維持管理と保護を行う。
11. 管理レベルの分割に沿って、村の中の雑貨店、サービス店、民芸品ユニット、信用金融、基金、職業組合等が行う社会－経済活動の管理を行う。
12. 郡レベルからの委譲に沿って歳入を徴収し、支出を管理する。
13. 建国戦線、大衆組織、社会組織、各経済部門とラオス国民民族が、村における村の開発、国防－治安維持に参加するように促進、後援し、その条件を整える。
14. 村民、在留許可のある外国人、外国人、定住した無国籍者と村の中に移住してきた人に対するの管理を行う。
15. 主体となって国防－治安維持業務を実施し、秩序維持を行い、村の落胆させる現象に対して反対防止を行う。
16. 住民の提言の解決、研修教育と紛争の調停を行う。

17. 村の規則と他の規則を研究し、法律と国や地方の良き伝統習慣と合致させる。
18. 村の組織実行について研究する。
19. 環境にマイナスの影響を持つ問題について研究し、国内外の政府や民間の投資プロジェクトにより生じる、住民の生活条件と村の公共利益を探る。
20. 関係係官の統計調査、登録、土地使用手数料と村内の税金徴収に際しては協力し便宜を計る。
21. 村の利益のために、業務実施に当たっては、近隣の村、郡レベルのセクション、県レベルと自分の村が所在するエリアの中にある中央の機関と連絡調整協力を行う。
22. 村の総合的な状況を含めて、自分の業務実施についてまとめて郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長に定期的に報告する。
23. 法律、規則の中に規定されたように、また上層部の委譲に沿って、権利を行使して他の義務の遂行にあたる。

第3章

村行政機関の構成要素

第83条（改正）メカニズム構成

村行政機関は以下のメカニズム構成を有する。

1. 行政業務ユニットと行政
2. 党業務ユニットと大衆機関
3. 経済－財政業務ユニット
4. 文化－社会業務ユニット
5. 国防－治安維持業務ユニット

それぞれの業務ユニットの権利と義務は別規定の中で規定されている。

第84条（改正）人材の構成要素

村の行政機関は以下の人材により構成されている。

1. 村長
2. 村の規模により 2 名から 4 名の副村長
3. 業務ユニット長及び副業務ユニット長

第 85 条 (改正) 村長の選挙

村長は村内の有権者から選挙によって選ばれ、郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長より承認され任命される。

必要な場合は、村長は直接、郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長より任命又は解任される、しかし村内の住民に説明し理解を求めなければならない。

村長の申請により、副村長は、郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長より任命又は解任される。

村長と副村長の任期は 5 年で、再選挙又は再任命されることが可能になる。

第 4 章

村長の役割、権利と義務

第 86 条 (改正) 役割

村長は村行政機関の長であり、またその代表であり、郡行政機関、特別区（テッサバーン）行政機関、特別市（ナコーン）行政機関及び村のラオス国民全民族に対して責任を持ち、この法律の第 81 条と第 82 条の中で規定されたように村行政機関を指揮し、その使命を果たし、権利と義務を遂行する。

第 87 条 (改正) 権利と義務

村長は以下の権利と義務を有する。

1. 会議の場所を決めて、村行政機関会議、村会議を招集し、その司会を務める。
2. 村行政機関の業務を指導監督し、その業務に便宜を計る。
3. 村行政機関のメカニズム構成の整備を申請する。
4. 村行政機関の副村長、業務ユニット長と副業務ユニット長を選び、村会議に申請し承認を得、また任命を受けるために郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長に申請する。

5. 副村長、業務ユニット長と副業務ユニット長が誤りを犯し職務放棄をした場合は、郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長がそれを審査するために、副村長、業務ユニット長と副業務ユニット長の職務遂行を検査し、その解任を郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長に申請する。
6. 環境、国内外からの投資によって生じる住民の生活と村の公益条件に対して、上層部に、マイナスの影響を持つ問題を解決する審査を申請する。
7. 法律と国家と地方の良き風俗習慣に合致した村の規則、通達とその他の規則を出す。
8. セクションの管理レベル分割に沿って住民と組織に対して書類と証明書を出す。
9. 政府職員、国防軍—治安維持が業務活動で村に来た場合は、活動の便宜を計り、条件を整え、彼らの義務遂行活動を郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長に定期的に報告する。
10. 村の管理において法律、村の規則の中で定められたメカニズムと対策を用いる。
11. 規則に沿って支援政策を受ける。
12. 村の総合的な状況を含めて自分の業務実行の結果についてまとめて郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長に定期的に報告する。
13. 法律、規則の中で定められたように、また上層部からの委譲に沿って、権利を施行し他の義務を実行する。

第 88 条 副村長の権利と義務

副村長は村行政機関の指揮において村長を助け、また村長からの委譲に沿って何らかの仕事に対して責任を負う。

何らかの理由で村長が義務の遂行が不可能になった場合は、委譲を受けた副村長が村長の代理となる。

第 5 章

村行政会議と村会議

第 89 条（改正） 会議

村行政会議は、村長の招集によって、村長が議長となって月に1度開催される。会議出席者は副村長、ユニット業務長である。これ以外にもし必要であれば、他の部門の代表も招待されて会議に出席することが可能である。

村長の同意に沿って必要で緊急な場合は、臨時会議を開くことも可能である。

毎回の会議において、記録者のサインと会議司会者のサインが入った記録書を作成しなければならず、実行に移すためにこの書類を参加者と関係部門に配布する。

第90条（改正） 会議において議題とされなければならない問題

村行政機関会議において議題とされ、討論合意されなければいけない問題は、以下の通りである。

1. 村の社会－経済発展と歳入歳出計画
2. 村行政機関の組織構成の規定
3. 村の規則草案作成
4. 村の開発計画
5. 国防－治安維持業務
6. 郡長、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長に対する総合的な報告書
7. 重要で必要な他の問題

第91条（改正） 村会議

村長は村会議の招集者であり、この村会議は、村長、副村長、ユニット業務長、ユニット長、家長、業務に対する要求に応えるために要請し構築された村にある組織機関によって構成されている。

第VIII編

地方行政機関の業務方法と財務制度の様式

第92条（改正） 業務方法の様式

地方行政機関は以下の業務方法の様式に沿って業務活動を行う。

1. 民主集中制の原則、全員の合意、個人に責任を負わせ、仕事を分担する。
2. 業務実施に当たっては計画と業務実施計画、プロジェクト、期限を決めて、それぞれの地方の持つ特別な点と実際の状況によって効率を計算してあたる。

3. 関係する実施機関と連絡調整をとり合同でその実施にあたる。
4. 自分の地方における業務活動の追跡、検査、評価を行い、そしてまとめて自分の上層部に定期的に報告する。

各レベルの地方行政機関は、地方人民会議、自分のレベルの検査機関と上層部の検査機関からの検査を受けなければならない。

第 39 条 (改正) 財務

地方行政機関の財務は県レベル予算単位と郡レベル予算単位という、2つの予算ユニット・レベルに分割される。村レベルでは基礎単位のもので、歳入を集め、支出を行うことは法律と規則に沿って郡行政機関、特別区（テッサバーン）行政機関、特別市（ナコーン）行政機関からの委譲によって行われる。

地方財政は、政府予算中央集中の原則、地方予算原則及び国家予算法に沿って実施されなければならない。

県行政機関の財務を命令できるのは県知事、都知事又は規則に沿ってその業務を委譲された者である。

郡行政機関の財務を命令できるのは郡知事、特別区（テッサバーン）長、特別市（ナコーン）長又は規則に沿ってその業務を委譲された者である。

第 IX 編

最終章

第 94 条 印鑑

各レベルの地方行政機関は、政府の公式的な業務において使用するために自分の印鑑を持つ。

第 95 条 (改正) 組織と実行

ラオス人民民主共和国政府及び各レベルの地方行政機関は、この法律の施行にあたる。

第 96 条 (改正) 発効

この法律は、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令を公布し、公式の通達文書に署名後 15 日で発効する。

この法律は 2003 年 10 月 21 日付、書類番号 03/ソーポーソー地方行政に関する法律に替わるものである。

この法律と相反する規制事項、規定は総て破棄される。

国民議会議長